

(様式第7号)

確認書 (承諾書)

次の内容を確認し、確認欄に を記入の上、申請者の署名をお願いします。

確認欄

1	「令和8年度幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業等利用のご案内」をよく読んで理解しました。	
2	申請内容は事実と合致しています。虚偽や重大な誤りがあった場合は、入園の取り消しや退園となっても異議を申し立てません。	
3	申請内容(家庭状況)に変更があった場合は、直ちに教育委員会へ変更届を提出します。 ※さかのぼっての変更はできません。	
4	就労状況等が変わった場合は、直ちに保育が必要な状況がわかる書類を提出します。 ※さかのぼっての変更はできません。	
5	必要に応じて、入園先・転園先・就学先に各種申請内容や教育・保育に関する情報について、情報提供することに同意します。	
6	就労状況について、教育委員会が勤務先への電話や訪問及び税情報などにより確認することを承諾します。	
7	保育料・副食費の納付は申請者が責任を負い、納期限までに支払います。万が一、決定された保育料が納付できない状態となったときは、市へ相談します。	
8	保育料の算定に関わる市民税額の更正による保育料の変更は申し立ての翌月から適用となることに同意します。	
9	入園要件を満たさなくなった場合は、施設利用変更申請書を提出し、退園します。	
10	【4月入園希望の場合】※5月以降の入園希望の場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 不要です。 認定事務が集中するため審査に時間を要することから、認定が3月になることに同意します。	
11	【5月以降の入園希望の場合】※4月入園希望の場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 不要です。 入園希望月の前月に認定を通知することに同意します。	
12	入園が内定した後に、就労状況等が変わり審査の点数に影響がある場合は、内定が取り消しとなる可能性があることに同意します。	
13	【育児休業から復帰予定の方】 1. 復帰予定月からの入園調整を希望します。 2. 内定したときは必ず入園初月内に復帰します。 また、入園の前月20日(入園の前月が3月の場合は15日)までに復帰日を記入した就労証明書を再度提出します。	
14	申請書類はすべてコピーをとって保管しました。 ※入園が保留となり、育児休業を延長される場合の手続きとして必要な場合があります。	
15	申込書、添付書類はそろっています。書類提出後は、コピー・返却ができないことを了承します。	

上記事項を確認し、承諾します。

この内容を遵守しなかったため、退園・滞納処分等を受けることになった場合も異議を申し立てません。

令和 年 月 日

申請者氏名
(代表保護者)